

認定されたら介護サービス計画を作ります

要介護認定を受けた方は、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）を選んで、どのようなサービスが必要か相談し、いっしょに介護サービス計画（ケアプラン）を作ってもらえます。利用者は在宅でサービスを受ける場合、要介護度に応じて使える金額の範囲内で心身の状態、家庭状況等に適したサービスを選ぶことができます。この、介護サービス計画の作成には、利用者の負担はありません。

なお、要支援1・2の認定を受けた方の介護サービス計画の作成は、地域包括支援センターが行います。この場合も、介護サービス計画の作成には、利用者の負担はありません。

介護支援専門員（ケアマネージャー）

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切な在宅または施設サービスができるように市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行うのが介護支援専門員です。

介護支援専門員は、サービスを利用する方が自立した日常生活を営むために必要な援助ができるよう専門的な知識・技術をもった人です。医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、社会福祉士、介護福祉士等をはじめとする保険・医療・福祉サービスの従事者のうち、一定の実務試験があり、試験に合格した後、実務研修を終了した人です。

介護サービス計画作成からサービス開始まで

